

内部に金魚を泳がせている公衆電話ボックスを模した造作物について著作物性が認められたが、複製権等の侵害が否定された事例

## —金魚電話ボックス事件—

奈良地判令和元年7月11日 平成30年(ワ)466号 (裁判所ウェブサイト)

近畿大学 法学部 教授 諏訪野 大

### ◆事案の概要

1. Y1は、奈良県大和郡山市柳1丁目ないし4丁目内の個人および中小企業を組合員とする協同組合であり、Y2は、大和郡山の地域活性化を目的とする団体Aの代表者である\*1。  
2. X作品は、垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りのわが国で見られる一般的な公衆電話ボックスを模した形状の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は黄緑色様である。同造作物内部の一角には、2段の正方形の棚板を設置し、上段に黄緑色様の公衆電話機が据え置かれている。この公衆電話機の受話器は、受話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同受話器の受話部から気泡を発生させている。

Y作品は、実際に使用されていた公衆電話ボックスの部材を利用した、公衆電話ボックス様の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は赤色である。同造作物内部の一角には、2段の棚板を設置し、上段に灰色の公衆電話が据え置かれている。この公衆電話機の受話器は受話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同受話器の受話部から気泡を発生させている。

3. Xは、遅くとも平成12年12月ごろまでに、X作品を制作した。

平成23年10月、京都造形芸術大学の学生らによる団体である「金魚部」\*2は、Y作品を制作し、「テレ金」と名付けて展示を行い\*3、平成25年10月、大和郡山の地元有志による「金魚の会」がY作品を「金魚部」から承継し、「金魚電話」と題して展示を行った\*4。

その後、Y2が「金魚の会」からY作品を承継し、平成26年2月22日ごろ、奈良県大和郡山市内にY作品を設置した\*5。そして、Y作品の管理主体は、その後、Y1に移転した\*6。  
4. Xが、Yらに対し、Y作品はX作品を複製したものであって、Xの複製権、同一性保持権および氏名表示権を侵害している旨主張して、Y作品の制作の差止め、Y作品を構成する水槽および公衆電話機の廃棄、不法行為に基づく損害賠償の支払いを求め、訴えを提起した\*7。

争点は、X作品の著作物性（争点1）、Y作品によるX作品の著作権侵害の有無（争点2）、差止めの必要性（争点3）、損害の有無および額（争点4）である。

### ◆判旨—請求棄却—

#### 1. 争点1（X作品の著作物性）について

「作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法（引用者注：著作権法を指す。以下同じ）による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものは、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないと解される。

また、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られる場合、そのような限られた方法に同法上の保護を与えるとアイデアの独占を招くこととなるから、この点については創作性が認められず、同法上の保護の対象とはならないと解される」

「X作品の基本的な特徴に着目すると、……①（引用者注：公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に

公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること)については、確かに公衆電話ボックスという日常的なものに、その内部で金魚が泳ぐという非日常的な風景を織り込むというXの発想自体は斬新で独創的なものではあるが、これ自体はアイデアにほかならず、表現それ自体ではないから、著作権法上保護の対象とはならない。

また、②(引用者注:金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機を受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであること)についても、多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須となることは明らかであるところ、公衆電話ボックス内に通常存在する物から気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想である。すなわち、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られることとなるから、この点について創作性を認めることはできない。

そうすると、上記①、②の特徴について、著作物性を認めることはできないというべきである」

「X作品について、公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されていることができ、創作性を認めることができるから、著作物に当たるものと認めることができる」

## 2. 争点2 (Y作品によるX作品の著作権侵害の有無)について

「既存の著作物に依拠して作成、創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、著作物の複製には当たらないものと解される」

「Xが同一性を主張する点(引用者注:①外観上ほぼ同一形状の公衆電話ボックス様の造作物水槽内に金魚を泳がせている点、②同造作物水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話機を受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点を指す)……は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、Xの同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。

なお、事案に鑑み、具体的表現内容についてX作品とY

作品との間に同一性が認められるか否かについて検討するに、……①(引用者注:造作物内部に2段の棚板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点)については、我が国の公衆電話ボックスでは、上段に公衆電話機、下段に電話帳等を据え置くため、二段の棚板が設置されているのが一般的であり、二段の棚板を設置してその上段に公衆電話機を設置するという表現は、公衆電話ボックス様の造作物を用いるというXのアイデアに必然的に生じる表現であるから、この点について創作性が認められるものではない。また、②(引用者注:受話器が水中に浮かんでいる点)については、具体的表現内容は共通しているといえるものの、X作品とY作品の具体的表現としての共通点は②の点のみであり、この点を除いては相違しているのであって、Y作品からX作品を直接感得することはできないから、X作品とY作品との同一性を認めることはできない」

「したがって、Y作品によって、X作品の著作権が侵害されたものとは認められない」

## 3. 「第4 結論」について

「Xの請求は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却する」

## ◆評釈—結論に賛成・理論構成に疑問—

### 1. はじめに

本件は、Xが、Y作品はX作品を複製したものであるとして、Xの複製権、同一性保持権および氏名表示権を侵害している旨主張し、Y作品の制作の差止め、Y作品を構成する水槽および公衆電話機の廃棄、損害賠償の支払いを求めた事案である。

本判決の位置付けとしては、美術の著作物に関する事例判決であり、特段、新しい判断基準を示しているとは思われないが、今後、既存の工業製品を使用した、あるいは、それを模して作成したものなどの現代美術の分野について著作権侵害が争われるときに参考になるとと思われる。

なお、Xは、翻案権侵害を主張していない<sup>※8</sup>。

### 2. X作品の著作物性について

判決は、X作品の著作物性を認めたが、その理論構成は複雑である。

まず、判決は、「アイデアなど表現それ自体ではない

もの……は、……保護の対象とはならず、「アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られる場合、そのような限られた方法に同法上の保護を与えるとアイデアの独占を招くこととなるから、この点については創作性が認められず、同法上の保護の対象とはならない」と一般論を述べる。

判決は、創作性について、伝統的な「個性の発揮の有無」について言及しておらず、アイデアを実現する（表現する、の意か）方法の選択肢が限られる場合にアイデアの独占を招くことをもって著作物性を認めないという理論構成を採る。

思想の表現方法が一つしかない、あるいはかなり限定されている場合に、その表現を著作物としてしまうと、結局、その創作者に表現ばかりでなく、そのアイデアまでも独占を認めてしまうことになるため、著作物性を認めないとするMerger理論を採用したものであると解される。このような考え方は、これまでの裁判例でも示されており（プログラムの著作物について東京高決平成元年6月20日判時1322号138頁〔システムサイエンス事件〕、「城」の定義について東京地判平成6年4月25日判時1509号130頁〔「日本の城と文学と」事件〕、数学の命題解明過程や方程式について大阪高判平成6年2月25日知財集26巻1号179頁〔野川グループ事件〕）、本判決はそれらを踏襲したものであるという位置付けが可能である。

また、あるアイデアを表現するにあたり、その表現に多くの選択肢があり、ある者がそのうちの一つを選択したとしても、他者が他の表現を選択できるのであれば、その「ある者」の選択をもって創作性として捉える、いわゆる「選択の幅」理論によったものであるとも解される。

具体的な当てはめとして、「公衆電話ボックスという日常的なものに、その内部で金魚が泳ぐという……Xの発想自体は……アイデアにほかならず、……著作権法上保護の対象とはならず、また、「気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想である。すなわち、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られることとなるから、この点について創作性を認めることはできない」としてこれらの点について著作物性を否定する一方、「公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、……創作性を認めることができる」として、この点につい

ては、著作物性が認められた。

すなわち、X作品について著作物性が認められたのは、公衆電話ボックス（以下、電話ボックス）様の造作物と公衆電話機ということになる。

Xは、電話ボックス様の造作物を制作しているが、それは既存の電話ボックスと同様のものである。そのような造作物が著作物性を有するとするならば、既存の電話ボックスも著作物となろう。そうすると、Xは、既存の電話ボックスに依拠してX作品を創作したとされ、著作権侵害者となってしまう。また、電話機は既存の公衆電話機のようなものであるが、そうであれば、当該公衆電話機はXの創作によるものではない。

判決の理論構成でX作品の著作物性を認めることは、多くの矛盾を孕んでしまうこととなる。

他方、アイデアであるから著作物性がないとされた特徴に関する判断にも疑問が残る。

確かに、電話ボックス内に金魚を泳がすこと自体はアイデアであるとしても、そのアイデアに基づいた表現は多数存在するように思われる。水の量、金魚の数や種類、あるいは他の魚種や水生生物の投入<sup>※9</sup>などによって表現は多種多様となろう。

気泡発生について、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想であるという点も賛成しがたい。

金魚の生命維持のための気泡発生であり、予算が少ない場合など、通常空気注入機を設置することのほうが合理的かつ自然な発想ともいえるであろう。また、床から、電話機本体から、あるいは、受話器であっても通常のフックにかけた状態や本体の上に配置したうえで気泡を発生させることも考えられうる。

したがって、気泡の出し方については、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られることになるとはいえない。

X作品の著作物性については、電話ボックス様の造作物、その中の水と金魚、浮いた状態の受話器から気泡を出すという状態で全体として著作物性の有無を考えるべきであろう。

X作品は、絵画や彫刻など伝統的な美術作品とは異なり、既製品を選択・加工等して表現したレディーメード作品と呼ばれる現代美術の分野に属すると解される。

レディーメード作品の素材である既製品は、その作品の

作者自身が創作したものではなく、その意味で、伝統的な意味での「創作」ではない。

この点、花卉を素材とする生け花が著作物であると解されており<sup>\*10</sup>、レディーメード作品が既製品を素材としてることにより著作物性が否定されるものではない。ただし、その著作物性の判断基準については、いまだに定まっていない。

レディーメード作品のうち、素材に手加えられ物理的に既製品の実用性が消されており、素材が複数のものについては、作品の外観に作者の個性が表れているといえる余地が十分にあり、また、作品に込められた意味やコンセプトを考慮して創作性を認めることができる作品も多いとする説がある<sup>\*11</sup>。

X作品の場合、電話ボックス様の造作物はXが制作したもので、そもそも既製品ではない。また、電話機が既製品であったとしても、その実用性は完全に消されており、作品の外観に作者の個性が表れていると解されよう。

創作性は独創的なものにしか認められないわけではないが、換言すれば、独創的であれば創作性は認められるといえる。Xの発想は斬新で独創的なものであることは判決も認めているところであり、そのような発想から、また、その発想を忠実に表現したX作品には創作性が認められると解される。

したがって、X作品に著作物性があるという結論は妥当であるが、判旨の理論構成には賛成できない。

### 3. X作品とY作品の同一性の有無について

判決は、「既存の著作物に依拠して作成、創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、著作物の複製には当たらないものと解される」と判断基準を述べたうえで、「Xが同一性を主張する点（引用者注：①外観上ほぼ同一形状の電話ボックス様の造作物水槽内に金魚を泳がせている点、②同造作物水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点を指す）……は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、Xの同一性に関する上記主張はそもそも理由がない」と判示した。

既述のとおり、判決がアイデアであるとした点について

は、そのアイデアから創作された表現としてX作品を認めることができるのであるから、このような理論構成によって同一性の有無を判断することには賛成できない。

さらに、判決は、なお書きとして、「具体的表現内容についてX作品とY作品との間に同一性が認められるか否かについて検討するに、……①（引用者注：造作物内部に2段の棚板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点）については、我が国の公衆電話ボックスでは、上段に公衆電話機、下段に電話帳等を据え置くため、二段の棚板が設置されているのが一般的であり、二段の棚板を設置してその上段に公衆電話機を設置するという表現は、公衆電話ボックス様の造作物を用いるというXのアイデアに必然的に生じる表現であるから、この点について創作性が認められるものではない。また、②（引用者注：受話器が水中に浮かんでいる点）については、具体的表現内容は共通しているといえるものの、X作品とY作品の具体的表現としての共通点は②の点のみであり、この点を除いては相違しているのであって、Y作品からX作品を直接感得することはできないから、X作品とY作品との同一性を認めることはできない」と判示した。

著作権侵害において、直接感得性の有無を基準とするものとしては、翻案権に関する江差追分事件最高裁判決（最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁）が有名であるが、複製権侵害においても直接感得性の有無によって判断する考え方が雪月花事件東京高裁判決（東京高判平成14年2月18日判時1786号136頁）で示されている。本判決も、同東京高裁判決と同様の理論構成を採用したと解される。

X作品が著作物性を有する理由につき、「公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されているということができ、創作性を認めることができるから」と述べたのは判決自身である。

2段の棚板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点に創作性がないとなれば、電話ボックス様の造作物のうち、その色および垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りである点、ならびに電話機の種類・色にのみ創作性があることになる。これでは単なる電話ボックスの模造品にすぎなくなるが、それこそが著作物であるというのが判決の判断となる。

また、判決は、著作物性の判断においては、公衆電話機

の配置も具体的表現に含め、創作性を認めていたが、この同一性の判断においては、2段の棚板の上段に公衆電話機を設置するという表現が電話ボックス様の造作物を用いるというXのアイデアに必然的に生じる表現であるから創作性が認められないと述べる。両者の間の理論的整合性について疑問が生じると思われる。

受話器が水中に浮かんでいる点はX作品とY作品に共通する表現であるとする、電話ボックス様の造作物のうち垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りである点も共通している。ここまで絞り込んでしまった場合において、同一性の判断基準を直接感得性に求めるのであれば、それは存在するという結論も成り立ち得るであろう。判決の理論構成では、同一性の有無を判断する基準として成り立ち得ない。

しかし、X作品全体を一つの表現として著作物性を判断するという立場から同一性を考えた場合、屋根の色、電話機の種類や色、浮いている受話器の位置、棚の形、水の量、金魚の数・大きさ・種類などについて見れば、同一であるとはいえない<sup>\*12</sup>。

したがって、同一性なしとして著作権（複製権としない理由は不明である）を侵害していないとした判旨の結論は妥当であるが、その理論構成には賛成できない。

#### 4. 氏名表示権・同一性保持権について

判決は「Xの請求は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却する」としている。

しかし、前述のとおり、Xの複製権、同一性保持権および氏名表示権の侵害が主張されていたが、複製権と氏名表示権・同一性保持権では訴訟物が異なる。

氏名表示権と同一性保持権の侵害について、その理由を記載する必要がある。特に、判決は、X作品とY作品との間の同一性を否定するのであるから、同一性保持権侵害がない理由を明確に示すべきである。

しかし、判決文中には、Yのどのような行為が氏名表示権・同一性保持権を侵害したのかにつき、Xの主張においてさえ何の記載もなされていない<sup>\*13</sup>。

そこで著作（財産）権について複製権侵害のみをXが主張していること、つまり、Y作品がX作品の翻案物ではないとしていることを前提にして、氏名表示権と同一性保持

権の侵害を検討する。

氏名表示権が侵害されたというためには、侵害者が著作者氏名・変名を表示・非表示したものが、著作者の著作物、またはその原作品である必要がある（著19条1項前段）。

しかし、複製権を侵害していないY作品はX作品とは別個の著作物となり、Y作品はXの著作物でも、その原作品でもないため、Xの氏名表示権侵害は成立しないという結論が導かれよう。

既述のとおり、Xが、同一性保持権においてどの点について同一性がないと主張しているのか、判決文には全く記載がない。そのため、同一性保持権侵害についての判断に対する検討が不可能となっている。

以上のことから、氏名表示権の侵害がないという結論については導き得るが、その理論構成が記載されていない点は問題である。また、同一性保持権については、Xの主張さえ判決文に記載されておらず、その侵害の有無について考察する素材を全く明らかにせず、非侵害という結論のみを述べることは非常に大きな問題であるといわざるを得ない。

#### 5. おわりに

これまで述べたこと以外にも明らかでない点が少なくない。

Y作品の原始的制作者は金魚部部員である。通常であれば、彼らがまず被告となろう。なぜ、彼らが被告とされなかったかは不明である。

Yらは、金魚部から部材を引き取って組み立てて展示していたが、Xはこの組み立てを複製としており、当事者に争いはない。複製とは有形的再製であるが（著2条1項15号柱書き）、印刷、写真、複写、録音、録画といった例示されているものとは性質が異なるようにも思われる。結論はともかく、論理的説明は求められよう。

複製権侵害について、同一性がないことを理由に否定されたため、依拠については判断が示されていない。仮に、控訴審で、Xから翻案権侵害が主張されているならば、Yらの依拠の有無が結論を左右する重要な点となろう。

いずれにせよ、現在、大阪高裁で審理中の控訴審の判断には注目する必要がある。

（すわのおおき）

- ※1) 判決文にXに関する説明はない。訴状（ならまち通信社「金魚電話ボックス問題と『メッセージ』」[http://narapress.jp/message/2018-09-19\\_complaint.pdf](http://narapress.jp/message/2018-09-19_complaint.pdf)）によれば、Xは、30年以上にわたり多数の国内外の美術展やギャラリーにて作品を発表してきた現代美術作家であり、新聞その他多数のメディアに掲載されてきた（訴状p.3）。  
本判決文は、事実について詳細が不足している感が否めない。記載されている最新の事柄は平成26年2月であるが、訴えの提起は平成30年であって、3年以上経過している。  
本稿は判例評釈であるため、判決文に記載されている事実のみを前提とするが、判決文にはないが訴状に記載があることについて、あくまで参考として注に掲げる。
- ※2) 「金魚部」は、平成23年5月、京都造形芸術大学のB教授の指導の下、6人の学生(当時京都造形芸術大学1年)により創設された。なお、Y2が代表を務めるAとB教授は、金魚部発足以前より面識があり、金魚部はAとの出会いを契機に発足した（訴状p.7）。
- ※3) 金魚部が、大阪のアートイベントにおいて、電話ボックスの部材を利用して造作水槽を制作し、同造作水槽内に設置した公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させ、金魚を遊泳させる「テレ金」と題する美術作品を発表し、平成23年10月22日から29日までの間、大阪中之島公園内に展示した。Xは、上記「テレ金」がX作品に酷似していたことから、主催団体に抗議した（判決文第2・3・(2)・(イ)にも記載がある）。  
平成24年3月6日から11日までの間、金魚部が、大和郡山で開催された映画公開記念イベントにおいて、「テレ金」を制作・展示した。  
平成24年3月30日から同年4月2日までの間、金魚部が、大和郡山市役所前に「テレ金」を制作・展示した。  
平成24年7月25日、金魚部が、大阪のアートイベントにおいて「テレ金」を展示する旨、告知した。同年8月1日、おおさかカンヴァス推進事業のウェブサイトでも告知された。Xは、主催団体に抗議した。その後、同年9月28日、おおさかカンヴァス推進事業のウェブサイトで「辞退により展示中止」と告知された。  
平成25年3月31日、Y2が代表を務めるAが中心となり、京都造形芸術大学「金魚部」から「テレ金」の部材の提供を受けて、大和郡山城跡追手門前に「テレ金」を制作・展示した（訴状pp.7～8）。
- ※4) この時までには金魚部は活動を停止し、「テレ金」は解体され、大和郡山の地元有志による「金魚の会」に引き継がれた。平成25年10月12日から20日までの間、金魚の会が、柳町商店街に、「テレ金」の部材を再利用して、「テレ金」と同内容の「金魚電話」と題する美術作品を展示した。この展示についてキュレーターとして管理監督を行ったのはBであった。Xは、その展示について主催者に抗議したが（この抗議は判決文第2・3・(2)・(イ)にも記載がある）、「金魚電話」は、X作品とコンセプトも異なり、X作品を盗用したものでなく、著作権を侵害するものではないとの回答がなされた（訴状pp.8～9）。
- ※5) 平成26年2月22日、Yらが、訴外Cの経営する喫茶店前に、「金魚電話」の部材を再利用して、「金魚電話」と同内容の「金魚電話ボックス」(Y作品)を制作・設置した。Xは、Y2に対し、Xの著作物であることを認めるよう求めたが、回答を得ることはできなかった（訴状p.9）。
- ※6) Xは、平成29年3月6日付書面にて、Y1に対し、Y作品はXの著作権を侵害するものであることを伝えるとともに、XとY1の共同作品として再出発させること、再出発に際しては、電話ボックスの中身をXのオリジナル作品にリニューアルすること、制作費や現在までの侵害に対する使用料や慰謝料の請求はしないこと等を内容とする和解案を提示した。  
平成29年6月1日、Xは、Y作品設置場所を訪れ、Y1代表理事、Y2、Cと話し合い、Y作品に関する著作権がXにあること、Y2とCが維持管理を引き続き行い、Y作品を存続させることについて合意した。当時、Y作品の所有者・管理責任者の所在は曖昧であったが、その後のY1における話し合いも経て、Y1が所有者・管理責任者となる旨が決定されている。  
平成29年8月21日、Y作品の発案者がXである旨の説明書が設置された。  
XがY作品の修正を行い、再出発するお披露目が平成29年10月26日に予定されていたが、Y1によってキャンセルされ、作品の修正も拒否された。  
Xは、平成29年12月28日付内容証明郵便にて、Y1に対し、Y作品に関する著作権がXにある旨、Y作品内にはXが制作する緑の電話機を常設設置する旨、Xは設置作業の費用負担をY1に求めない旨、Xは使用料相当額および過去の慰謝料も求めない旨等を内容とした協定案の締結を求めた。  
これに対し、Y1は、平成30年3月28日付内容証明郵便にて、Xに対し、著作権侵害を否定しつつ、Y作品を撤去する決定をした旨回答した。  
その後、Y1は、平成30年4月10日、Y作品を撤去した（訴状pp.9～10）。
- ※7) 訴状の日付は平成30年9月19日である（訴状p.1）。
- ※8) Xは、展示権侵害も主張していない。展示権侵害があるというためには、展示されたものが美術の著作物の原作品である必要があるが（著25条）、Xは、Y作品がX作品の複製物である、換言すれば、Y作品がX作品の原作品に当たらないことを主張している。展示権侵害の主張がないのは当然のことであろう。
- ※9) Xは、平成10年から12年にかけて、金魚ではなく、メダカやタナゴを泳がせていた（訴状p.4）。
- ※10) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014）p.90。
- ※11) 木村剛大「現代美術のオリジナリティとは何か？著作権法から見た『レディメイド』(2)」美術手帖ウェブサイト  
<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22/20291> (2019)。
- ※12) レディーメイド作品については、色や形状の異なる素材を使用した類似作品については外観上の表現の相違から、保護範囲から外れることが多くなるといわれる（前掲注(11)・木村）。
- ※13) Xは、訴状で同一性保持権侵害については、「Y作品は、X作品の本質的な特徴の同一性を維持した複製物であるが、公衆電話ボックス天井部分の色、公衆電話機の色等に、Xの意に反する修正を加えている」と述べ、氏名表示権侵害については、「Y作品には、X作品に対する言及はなく、Xの氏名を表示することなく制作され、展示された」としている（訴状p.13）。